

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長 豊澤 隆弘

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について（通知）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

6 月 3 日に、罹患した疑いのある患者を診察した場合の対応及び情報提供に関してご依頼しましたが、6 月 4 日に厚生労働省より通知があり、症例定義や疑似症患者の届出方法、疑い患者発生時の対応フローが変更されましたので、再度ご連絡いたします。

引き続き、発熱患者等を診察した際には渡航歴を確認いただき、MERS の感染を考慮した鑑別診断のご検討と、院内感染対策の徹底をお願いするとともに、MERS の感染が疑われる患者（別紙）があった場合は直ちに健康安全課危機管理担当まで御連絡をいただきますよう貴会会員の皆さまへ御周知をお願いいたします。

なお、患者様や市民の方から、お電話で MERS に関する受診相談があった場合には、下記電話相談窓口をご案内ください。

【市民向け相談窓口】

電話：664-7761 (8:30~21:00)

FAX：641-6074

開設期間：6月5日（金）から6月12日（金）まで

<添付資料>

別紙：中東呼吸器症候群（MERS）の感染が疑われる場合の対応について

別添 1：中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー

参考 1) 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

参考 2) 国立感染症研究所ホームページ

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

担当：横浜市健康安全課
健康危機管理担当

電話：671-2463

664-7293 (時間外)

中東呼吸器症候群(MERS)の感染が疑われる場合の対応について【変更後】

平成 27 年 6 月 5 日

横浜市保健所

1 院内感染対策の徹底

本年 5 月 11 日に韓国において発生した MERS の輸入症例では、明らかな接触歴がなかったこと等から診断が遅れたことや、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者等への二次感染が広がっております。本疾患が疑われる患者の診察時には**標準予防策及び飛沫感染予防策を徹底**していただきますようお願いいたします。

2 MERS の感染が疑われる患者（情報提供を求める患者の要件）について

患者がア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、MERS への感染が疑われますので、**保健所まで情報提供・相談**をお願いします。

ア. 38 度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に 実質性肺病変 （例：肺炎又は ARDS）が疑われる者	発症前 14 日以内に 対象地域 （※）に 渡航 又は 居住 していたもの
イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状（ 軽症の場合を含む。 ）を呈する者	発症前 14 日以内に 対象地域 （※）において、 ・ 医療機関を受診又は訪問 したもの ・ MERS であることが確定した者との接触歴 があるもの ・ ヒトコブラクダとの濃厚接触歴 があるもの
ウ. 発熱又は急性呼吸器症状（ 軽症の場合を含む。 ）を呈する者	発症前 14 日以内に、 対象地域か否かを問わず 、 ・ MERS が疑われる患者を診察、看護又は介護 していたもの ・ MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。） していたもの ・ MERS が疑われる患者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接接触 したもの

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

注：下線は 6 月 3 日付からの変更箇所

【連絡先】

横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当

電話：6 7 1－2 4 6 3（平日 8:30～17:15）

6 6 4－7 2 9 3（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

FAX：6 4 1－6 0 7 4

参考 1）厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

参考 2）国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者に対する院内感染対策」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/4853-mers-h7-hi.html>

担当：横浜市健康安全課 健康危機管理担当

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー (別添1)

平成27年6月4日現在

※ MERS疑似症患者の定義:

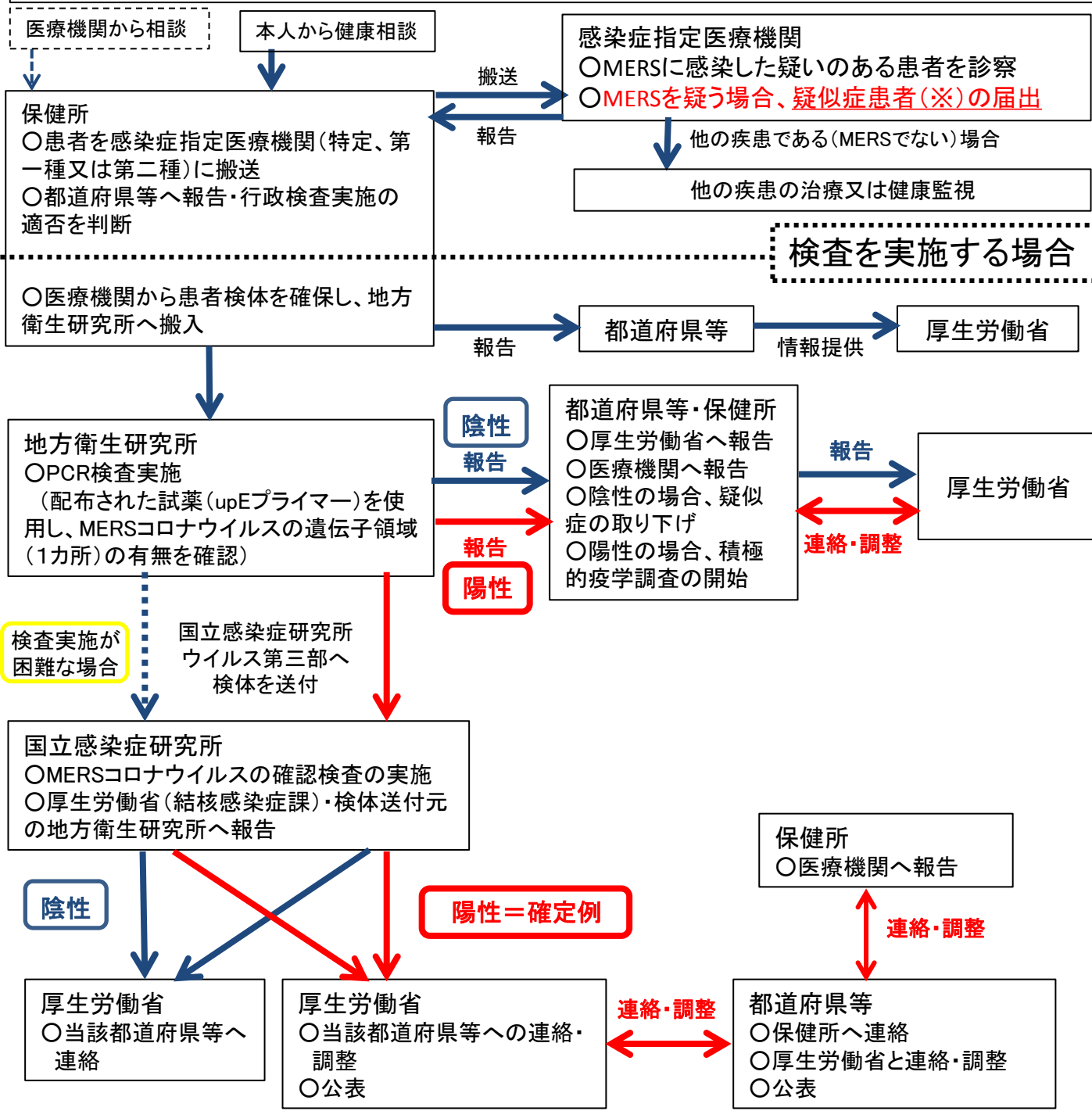
以下のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は病因によることが明らかでない患者

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものの



中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー（別添1）

平成27年6月4日現在

※ MERS疑似症患者の定義:

変更箇所

以下のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は病因によることが明らかでない患者

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものの

